

## 松本市職員懲戒処分の指針

平成 13 年 10 月 23 日適用  
平成 14 年 6 月 20 日改正  
平成 16 年 3 月 31 日改正  
平成 19 年 1 月 15 日改正  
平成 19 年 4 月 1 日改正  
令和 元年 6 月 1 日改正

### 1 基本事項

- (1) 本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものです。  
具体的な処分の決定に当たっては、次の点に留意して行うものとします。
  - ア 非違行為の動機、態様及び結果（被害の状況）はどのようなものであったか
  - イ 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
  - ウ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非法行為との関係でどのように評価すべきか
  - エ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断します。このため、個別の事案によっては本指針に掲げる量定以外とすることもあります。
- (2) 個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあります。
  - ア 標準例に掲げる処分の種類より重いものとする考えられる場合
    - (ア) 非違行為の動機もしくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
    - (イ) 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
    - (ウ) 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
    - (エ) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
    - (オ) 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき
  - イ 標準例に掲げる処分の種類より軽いものとする考えられる場合
    - (ア) 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
    - (イ) 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき
- (3) 標準例に掲げられていない非法行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱を参考にしつつ判断します。

### 2 懲戒処分等の種類

- (1) 懲戒処分
  - ア 免職
  - イ 停職
  - ウ 減給
  - エ 戒告
- (2) 懲戒処分には該当しないが、職員の将来を戒める必要がある場合には、実質的な制裁（職務上、経済上の不利益）を伴わない矯正措置として、訓告、嚴重注意、注意を行います。

2 標準例

事由		免職	停職	減給	戒告
一 般 服 務 関 係	(1) 欠勤				
	ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員			●	●
	イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員		●	●	
	ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員	●	●		
	(2) 勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員			●	●
	(3) 療養休暇、特別休暇又は介護休暇等について虚偽の請求をした職員			●	●
	(4) 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、又は職務遂行に当たり上司の命令に従わない等により、公務の運営に支障を生じさせた職員			●	●
	(5) 職場内秩序びん乱				
	ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員		●	●	
	イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員			●	●
(6) 事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員			●	●	
(7) 違法な職員団体活動					
ア 地方公務員法37条第1項前段の規定に違反して、同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は市の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員			●	●	
イ 地方公務員法37条第1項後段の規定に違反して、同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその行為を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員	●	●			
(8) 秘密漏えい					
ア 職務上知ることのできた秘密を漏らした職員			●	●	
この場合において、秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	●	●			
さらに、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員	●				
イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏れいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員		●	●	●	
(9) 営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続きを怠り、これらの事業を行った職員			●	●	

事 由		免職	停職	減給	戒告
一	(10) 個人情報の不正使用、漏えい等				
	ア 職務上知ることができた個人情報（松本市個人情報保護条例（平成3年条例第2号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）又は情報資産（松本市情報セキュリティ対策基本要綱（平成16年訓令甲第1号）第2条第4号に規定する情報資産をいう。以下同じ。）をみだりに他人に知らせ、又は不正な目的に使用し、若しくは漏えいした職員	●	●	●	
	イ 過失により個人情報を盗まれ、又は紛失し、若しくは流出させた職員			●	●
般	ウ その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員			●	●
	(11) 政治的行為の制限違反				
	ア 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反して政治的行為をした職員		●	●	●
服	イ 地方公務員法第36条第3項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした職員		●	●	
	(12) 不適正な事務処理により、公務への信頼を著しく損なわせ、又は公務の運営に重大な支障を生じさせた職員			●	●
	(13) 公文書の不適正な取扱い				
務	ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員	●	●		
	イ 決裁文書を改ざんした職員	●	●		
	ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って破棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員		●	●	●
関	(14) コンピュータ及びネットワークの不正利用・不適正使用				
	ア 故意にウイルス又は不正なプログラム等を使用し、又は他人のパスワードを使用するなど不正な利用により、個人情報又は情報資産を破壊、改ざん、若しくは流出した職員	●	●		
	イ 不正アクセス等をほう助した職員		●	●	
	ウ 職員のパソコンを業務以外の目的で利用し、個人情報又は情報資産を職務目的以外に利用した職員		●	●	●
	エ 故意又は不正利用によりネットワークの運用を妨げた職員		●	●	
	オ 不適正使用によりネットワークの運用を妨げた職員			●	●
係	(15) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）				

事由		免職	停職	減給	戒告
一般	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員	●	●		
	イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返し行った職員		●	●	
	この場合において、わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返し返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	●	●		
	ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った職員			●	●
務	(16) 上司・部下等の関係において、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行った職員		●	●	●
	この場合において、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	●	●	●	
関	(17) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律第2条第5項に規定する「入札談合等関与行為」を行った職員	●	●		
	(18) 施設利用者等に暴行を加え又は傷害を負わせた職員	●	●	●	
係	(19) 内部通報				
	ア 非法行為の事実を内部機関に通報した職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした職員		●	●	
	イ 事実をねつ造して非法行為を内部機関に通報した職員			●	●
公 金 取 扱 い 関 係	(1) 公金又は官物を横領した職員（公金及び官物には、職員が職務上関係する団体等の資金及び物品を含める。以下同じ。）	●			
	(2) 公金又は官物を窃取した職員	●			
	(3) 人を欺いて公金又は官物を交付させた職員	●			
	(4) 公金又は官物を紛失した職員				●
	(5) 重大な過失により公金又は官物の盗難に遭った職員				●
	(6) 故意に職場において官物を損壊した職員			●	●
	(7) 過失により職場において官物の出火、爆発を引き起こした職員			●	●
	(8) 故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届け出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員			●	●

事由		免職	停職	減給	戒告
	(9) 自己保管中の公金の流用等公金又は官物の不適正な処理をした職員			●	●
公務外非行関係	(1) 放火をした職員	●			
	(2) 人を殺した職員	●			
	(3) 人の身体を傷害した職員		●	●	
	(4) 暴行を加え、又はけんかをした職員が、人を傷害するに至らなかったとき			●	●
	(5) 故意に他人の物を損壊した職員			●	●
	(6) 横領				
	ア 自己の占有する他人の物を横領した職員	●	●		
	イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員			●	●
	(7) 窃盗・強盗				
	ア 他人の財物を窃取した職員	●	●		
	イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	●			
	(8) 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	●	●		
	(9) 賭博				
	ア 賭博をした職員			●	●
イ 常習として賭博をした職員		●			
(10) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員	●				
(11) 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員			●	●	
(12) 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員	●	●			
(13) 公共の場所又は乗物において痴漢行為、のぞき等、わいせつな行為をした職員及び、他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員		●	●		
(14) ストーカー行為をした職員		●	●	●	
この場合において、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警察による警告を受けたにもかかわらず、なおストーカー行為をした職員	●	●	●		

事由		免職	停職	減給	戒告
交通事故 ・ 交通法規違反 関係	(1) 飲酒運転で人身事故を伴う交通事故を起こした職員	●			
	(2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）				
	ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員	●	●	●	
	この場合において、事故後の救援を怠る等の措置義務違反をした職員	●	●		
	イ 人に傷害を負わせた職員			●	●
	この場合において、事故後の救援を怠る等の措置義務違反をした職員		●	●	
	(3) 交通法規違反				
	ア 酒酔い運転をした職員	●			
	イ 酒気帯び運転をした職員	●	●		
	この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員	●			
ウ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員		●	●	●	
この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員	●	●			
(4) その他					
ア 運転手の飲酒の事実を知らずながら同乗した職員		●			
この場合において、運転を指示又は命令した職員	●				
イ 飲酒運転となることを知らずながら飲酒を勧めた職員		●			
倫理違反 関係	(1) 関係業者等との会食等に関する届出書、交通事故報告書、交通違反報告書、海外渡航届の提出若しくは、その他上司への必要な報告をしなかった職員 <(20)に掲げるものを除く。>				●
	(2) 虚偽の事項を記載した各種報告書等を提出した職員			●	●
	(3) 関係業者等から金銭又は物品の贈与を受けた職員 <(18)に掲げるものを除く。>	●	●	●	●
	(4) 関係業者等から不動産の贈与を受けた職員 <(18)に掲げるものを除く。>	●	●		
	(5) 関係業者等から金銭の貸付けを受けた職員			●	●
	(6) 関係業者等から又は関係業者等の負担により、無償で物品の貸付けを受けた職員 <(18)に掲げるものを除く。>			●	●
	(7) 関係業者等から又は関係業者等の負担により、無償で不動産の貸付けを受けた職員 <(18)に掲げるものを除く。>		●	●	

事 由		免職	停職	減給	戒告
倫	(8) 関係業者等から又は関係業者等の負担により、無償で役務の提供を受けた職員 ＜(18)に掲げるものを除く。＞	●	●	●	●
	(9) 関係業者等から未公開株式を譲り受けた職員		●	●	
	(10) 関係業者等から供応接待（飲食の提供に限る。）を受けた職員 ＜(11)～(13)までに掲げるものを除く。＞			●	●
	(11) 遊技又はゴルフをするために要する費用を関係業者等が負担して当該関係業者等と共に遊技又はゴルフをした職員			●	●
	(12) 海外旅行をするために要する費用を関係業者等が負担して当該関係業者等と共に海外旅行をした職員		●	●	●
	(13) 国内旅行をするために要する費用を関係業者等が負担して当該関係業者等と共に国内旅行をした職員			●	●
理	(14) 関係業者等と共に飲食をした職員 ＜(10)に掲げるものを除く。＞				●
	(15) 関係業者等と共に遊技又はゴルフをした職員 ＜(11)に掲げるものを除く。＞				●
	(16) 関係業者等と共に旅行をした職員 ＜(12)(13)に掲げるものを除く。＞				●
違	(17) 関係業者等以外の者等から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けた職員			●	●
	(18) 自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった関係業者等にその者の負担として支払わせた職員	●	●	●	
	(19) 自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった関係業者等以外の者等にその者の負担として支払わせた職員			●	●
反	(20) 管理監督者の承認を得ずに関係業者等からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をした職員			●	●
	(21) 法規制されている選挙活動に従事した職員			●	
係	(22) (1)～(21)に関わらず、 ① 当該職員の職務に関する行為をすること（又は行為をしたこと、行為をしないうこと、行為をしなかったこと）の対価として供応接待又は財産上利益の供与を受けた場合 ② 当該職員が請託を受けその地位を利用して他の職員にその職務に関する行為をさせ、若しくは行為をさせいようにあつせんすること（又はあつせんしたこと）の対価として供応接待又は財産上の利益の供与を受けた場合	●	●		

事 由		免職	停職	減給	戒告
管理監督責任	(1) 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指揮監督に適正を欠いていた職員			●	●
	(2) 部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員		●	●	

- ・免 職 : 職員の意に反してその地位を失わせる（退職）もの
- ・停 職 : 職員として身分を保有させたまま、一定期間、職務に従事させないもの
- ・減 給 : 最長6月間、棒給の月額の減額をして給与を支給するもの
- ・戒 告 : 非違行為の責任を確認し、過失・失態・非行及びその将来を戒めるもの
- ・矯正措置 : 訓告、嚴重注意、注意  
懲戒処分ではなく、職員が職務上の義務に違反した場合において、職員に対する指導、監督上の実際的措置として行うもの。本人の将来を戒めるもので、制裁的な法的効果はもたらさない。